

市民参加実施予定シート

担当課： 保険年金課

予定
令和6年10月1日時点

(1) 市民参加の手続の実施予定について

事業 タイトル	国民健康保険料の見直し	市が考える 市民等への影響	<メリット> ・国民健康保険の健全な財政運営を確保し、安心・安全な医療制度を持続する。		
正式名称	流山市国民健康保険条例の改正		<デメリット> ・被保険者の保険料負担が増える。		
概要	流山市国民健康保険料は、流山市国民健康保険条例（平成3年3月29日制定）によって定められているが、平成28年度から料率の見直しを行っていない。このため、国民健康保険特別会計は独立採算が原則であるが、流山市国民健康保険の財政状況は、決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入（赤字繰入）を行っており、赤字繰入は保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となることなど、保険料の二重負担にも繋がることから、赤字繰入削減・解消には、本市保険料率と県が示す市町村標準保険料率の乖離を是正する必要があるため、適切な保険料率に改定する。		上位計画 の有無	無（流山市独自）	

(2) 市民参加の対象事項について 該当する項目を黒塗り（■）

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）			市民参加の手続を実施しないもの（第5条第2項の規定）		
☐	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更		☐	(1) 軽易なもの	
☐	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃		☐	(2) 緊急に行わなければならないもの	
☐	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更		☐	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの	
☐	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃		実施しない詳しい理由		
☐	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更				
■	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合				

(3) 市民参加の方法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）						
実施方法		実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数実施	審議会等	R6/5月～R6/7月中で4回程度	審議委員（公益を代表する委員、被保険者を代表（公募）する委員など）	1009714	国民健康運営協議会	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議させるため、市町村に協議会を設置することとされているため。 また、専門的な知見や被保険者等の意見を取り入れながら議論することが有効であるため。
	パブリックコメント手続	R6/9/8～R6/10/7	市民等	1047305		素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えたため。

(4) 市民参加のスケジュール（予定）

令和5年度		令和6年度												令和7年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
			審議会（諮問・答申など）				パブリックコメント								

(5) 当初予定からの変更履歴 変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
パブリックコメント手続	令和6年8月29日	実施予定期間R6/9/1～R6/9/30をR6/9/8～R6/10/7に変更			